

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年 6 月21日

【会社名】 株式会社エスティック

【英訳名】 E S T I C C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 弘

【本店の所在の場所】 大阪府守口市橋波東之町二丁目 5 番 9 号

【電話番号】 06-6993-8855

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 伊勢嶋 勇

【最寄りの連絡場所】 大阪府守口市橋波東之町二丁目 5 番 9 号

【電話番号】 06-6993-8855

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 伊勢嶋 勇

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成25年6月18日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 5,000円(うち、普通配当4,500円・設立20周年記念配当金500円) 総額
67,985,000円

ロ 効力発生日

平成25年6月19日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年5月7日開催の取締役会において、平成25年9月21日付で1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第5条(発行可能株式総数)の変更、及び変更定款案第7条(単元株式数)の新設を行った。これに伴い、変更定款案第8条(単元未満株式についての権利)及び第9条(単元未満株式の買増し)を新設し、条数の繰下げを行い、効力発生日を明確にするため附則を新設する。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役に伊勢嶋勇氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役に沢田恒夫氏が選任され、就任いたしました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	10,783	17	0	(注) 1	可決 99.84%
第2号議案	10,793	7	0	(注) 2	可決 99.94%
第3号議案	10,791	9	0	(注) 3	可決 99.92%
第4号議案	10,778	22	0	(注) 3	可決 99.80%

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数の一部は集計しておりません。